

3. 出願資格

学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設もしくは養成所*1において2年（高等専門学校にあっては5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目*2を修めた者。

*1 厚生労働省令で定める学校

臨床工学技士法第十四条第二号の厚生労働省令で定める学校（短期大学・四年制大学）、文教施設または養成所（専門学校）は、次のとおりとする。

- ① 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第一号（大学）または第二号（三年以上の養成所）の規定により指定されている学校または看護師養成所
- ② 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の規定により指定されている学校または診療放射線技師養成所
- ③ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校または臨床検査技師養成所
- ④ 理学療法士および作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号もしくは第二号の規定により指定されている学校もしくは理学療法士養成施設または同法第十二条第一号もしくは第二号の規定により指定されている学校もしくは作業療法士養成施設
- ⑤ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号の規定により指定されている学校または視能訓練士養成所
- ⑥ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号または第二号の規定により指定されている学校または義肢装具士養成所
- ⑦ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十四条に規定する防衛医科大学校
- ⑧ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に規定する職業能力開発短期大学校および同法（第二十七条第一項）に規定する職業能力開発総合大学校

*2 厚生労働大臣の指定する科目

臨床工学技士法第十四条第二号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりとする。

- ① 人文科学のうち2科目
- ② 社会科学のうち2科目
- ③ 自然科学のうち2科目
- ④ 外国語
- ⑤ 保健体育
- ⑥ 公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち8科目